

指定訪問介護 指定介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護） 事業所の運営規程

株式会社 康生会

この規程は株式会社康生会が開設する指定訪問介護、指定介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護）「三愛の里訪問介護事業所」の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第1条 株式会社康生会が運営する「三愛の里訪問介護事業所」（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護、指定介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、適正な事業を提供することを目的とする。

（指定訪問介護の運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、身体介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、必要なときに必要な訪問介護の提供が出来るよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目的を設定し計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、その他居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護）の運営の方針）

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 事業の実施に当たっては、事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを行基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 事業の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によって行うものとする。また第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 三愛の里 訪問介護事業所
- (2) 所在地 亀岡市千歳町千歳白髭17番地 グループホーム三愛の里併設

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 3名

・訪問介護計画、訪問介護相当サービス計画の作成、変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。

- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員(常勤5名、非常勤6名)

但し、業務の状況により、増員することが出来るものとする。グループホーム三愛の里的管理者、サービス提供責任者、介護員と兼務出来るものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日。

但し、事業所が予定する日に休業日を設置することが出来るものとする。また営業日以外でも希望があれば考慮する。

サービス提供時間

午前8時から午後7時まで

- (2) 事務所営業時間

午前8時半から午後5時半

(指定訪問介護の内容)

第8条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は次の通りとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 排泄・食事介助
 - ② 清拭・入浴・身体整容
 - ③ 体位変換
 - ④ 移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤ その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買物
 - ⑤ その他必要な家事

(指定介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護）の内容)

第9条 本事業所で行なう指定介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護）の内容は次の通りとする。

- (1) 訪問介護相当サービス計画の作成
- (2) 訪問介護相当サービス（I）
- (3) 訪問介護相当サービス（II）
- (4) 訪問介護相当サービス（III）

(指定訪問介護、指定介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護）の利用料等)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じその1割、2割、3割の支払いを受けるものとする。なお、法廷代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）、介護予防・日常生活支援総合事業は亀岡市が定める額によるものとする。

2 事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第123号）、介護予防・日常生活支援総合事業は亀岡市が定める額によるものとする。

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

4 事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

5 法定受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

6 利用者様の都合により急なキャンセルの場合は（サービスを中止する場合は）次のキャンセル料をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。

利用日の前々日	無 料
〃 前日	1000円
〃 当日	1500円

7	・指定訪問介護利用者負担額		
	身体介護 0	20分未満	163単位
	身体介護 1	20分以上30分未満	244単位
	身体介護 2	30分以上60分未満	387単位
	身体介護 3	60分以上90分未満	567単位
	90分を超える身体介護については30分を増すごとに		82単位
	生活援助 2	45分未満	179単位
	生活援助 3	45分以上	220単位
	身体介護中心のである訪問介護を行なった後引き続き生活援助を行なった場合		
	身体介護 + 20分以上		65単位
	+ 45分以上		65単位
	+ 70分以上		65単位
	同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して訪問介護を行う場合	2倍で算定	
	夜間又は早朝に訪問介護を行なった場合	1回につき+25%	
	深夜に訪問介護を行なった場合	+50%	
8	・加算等		
	・緊急時訪問介護加算	基本単位+100単位	
	(居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない場合に利用者若しくはその家族から要請があった場合)		
	・初回加算	200単位／初月	
	(サービス提供責任者が初月において介護員と同行若しくは訪問介護を行なった場合)		
	・生活機能向上連携加算	100単位／月	
	(訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行してアセスメントした結果に基づいて訪問計画を作成した初回の訪問介護から3ヶ月間)		
	・介護職員処遇改善加算 I	24.5%	
	・特定事業所加算 II	10%	
9	・指定介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護）利用者負担額		
	訪問介護相当サービス（I）<週1回程度の利用が必要な場合>		
	要支援 1 要支援 2	1176単位／月	
	訪問介護相当サービス（II）<週2回程度の利用が必要な場合>		
	要支援 1 要支援 2	2349単位／月	
	訪問介護相当サービス（III）<（II）を超える利用が必要な場合>		
	要支援 2	3727単位／月	
	・加算等		
	・初回加算 200単位／初月		
	(サービス提供責任者が初月において介護員と同行若しくは訪問介護を行なった場合)		
	・生活機能向上連携加算	100単位／月	
	(訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行してアセスメントした結果に基づいて訪問計画を作成した初回の訪問介護から3ヶ月間)		
	・介護職員処遇改善加算 I	24.5%	
	※ 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護）の場合はキャンセル料は発生しません。		
	9	・介護報酬1単位あたりの適用地域上乗せ割合	10.42
	(地域区分の見直しによる)		

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は亀岡市、南丹市八木町、園部町とする。

(緊急時等及び事故発生時における対応方法)

第12条 訪問介護員等は、事業の提供を行なっている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業の提供により、事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対して事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。
- 4 事故を未然に防ぐための打ち合わせ、危険箇所の確認をサービスごとに行なう。
- 5 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(苦情処理)

第13条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び、市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 本事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 繙続研修 1年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との契約の内容とする。
- 4 事業者は、提供した事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。

附則この規程は平成19年10月 1日から施行する。
改訂 平成19年12月 1日から施行する。
改訂 平成21年 4月 1日から施行する。
改訂 平成22年 4月 1日から施行する。
改訂 平成24年 4月 1日から施行する。
改訂 平成25年 4月 1日から施行する。
改訂 平成25年 8月20日から施行する。
改訂 平成26年 2月 1日から施行する。
改訂 平成27年 4月 1日から施行する。
改訂 平成28年 4月 1日から施行する。
改訂 平成29年 4月 1日から施行する。
改訂 平成30年 4月 1日から施行する。
改訂 平成31年 4月 1日から施行する。
改訂 令和 2年 4月 1日から施行する。
改訂 令和 3年 4月 1日から施行する。
改訂 令和 4年 4月 1日から施行する。
改訂 令和 5年 4月 1日から施行する。
改訂 令和 5年10月 1日から施行する。
改訂 令和 6年 4月 1日から施行する。
改訂 令和 7年 4月 1日から施行する。